

中心地域整備に関する調査特別委員会（第14回）

日 時 平成29年2月21日（火）

9：00～12：00

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）（傍聴者：なし）
説明員 増原町長、中村副町長、青葉農林課長、木下企画課長、浅田専門監、
坂本室長、実延参事
書記 佐伯主事、岩崎事務局長

○山本委員長 おはようございます。ただいまより中心地域整備に関する調査特別委員会を開会いたします。座って失礼します。本日は生山地区分譲住宅事業について、また「道の駅にちなん日野川の郷」の管理委託料について調査を予定しておりますので、よろしく願いをいたします。最初に中村副町長。

○中村副町長 改めましておはようございます。本日は中心地域整備に関する調査特別委員会ということで、よろしく願いしたいと思っております。若干始まる前に2点、3点報告等も含めてさせていただきたいと思っております。丁度大雪が降りまして除雪等も順調には進んでおりますが、その後大雪が降ったためにお年寄りさんだけの世代だとか夫婦世帯だとか家屋周辺の除雪あたりも特別な建設業の方をお願いをして除雪をしてもらっているという経過がありまして、確定数字ではありませんが30戸から40軒ぐらいの申し込みがあつて、その対応をしていただいていると報告を受けておりますのでお知らせをしたいと思っております。また、本日の議題にもありますけれども生山の分譲地の関係の工事の方も、若干当初の計画から言えば遅れておると思っておりますが、工期が3月末ということですので現時点においては工程は予定通りに順調に進んでいると現場の方からは確認をしておりますのでご報告を申し上げたいと思っております。また、3月の定例議会が間近に控えておりまして、新年度予算に向けての編成が一応終わっているということで報告したいと思っておりますので、また定例会の方でご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いしたいと思っております。また本日もかなり寒い朝でして、体感温度からいくとかなり寒いと思いますが、実際には0℃とかぐらいだと思っておりますが、引き続きインフルエン

ザ等が流行っているという状況もありますので、住民の皆さん或いは議会の皆さんも一緒になってご自愛いただきたいと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は特別委員会ということでもありますので、色々報告事項或いは協議事項等もあろうかと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○山本委員長　　そうしますと木下課長。

○木下企画課長　　おはようございます。そうしますとまず一番目の生山地区の分譲住宅事業につきましての説明をさせていただきますが、まず冒頭でこの事業につきまして本日資料もお配りをしておりますけれども、先程副町長からの説明もございましたけれども造成工事の方が年度末までかかりそうだということで、若干当初の予定よりは遅れておる感がございますけれども、今後新年度に向けての売り出し等のスケジュールも含めまして本日概要説明させていただきたいと思ひます。この事業に取り組みます体制ですけれども、いわゆる分譲の売り出しという事務につきましては総務課の方で担当することになっております。併せまして、以前この分譲宅地を利用させていただく方への助成と言いますか支援の部分につきましては、補助制度を考えておるということで以前も考え方を説明させていただいておりますけれども、こちらにつきましても予算に向けて若干整理をさせていただいて見直しもさせていただいた上で、この事業につきましては助成部分につきましては企画課のUIターンの事業の方で助成制度をみていくというふうな事で、総務・企画で連携を取って分譲住宅、移住定住に資するような事業展開をしていきたいと考えております。そういったことで本日は総務課から坂本室長と企画課自立開発推進本部の浅田専門監で説明をする予定にしておりますのでよろしくお願ひします。それでは最初に総務課の方からよろしいですか。お願ひします。

○山本委員長　　坂本室長。

○坂本室長　　おはようございます。総務課坂本です。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。資料の方にあります生山定住促進団地借地権設定契約（案）ということですがけれども、現在この定住団地の方ですがけれども分筆登記までが終了しております。それでこれから遅くなっておりますけれども、賃貸借の関係の広報の方をしていきたいと考えております。まずこの事業ですけれども、UIターンの人を中心に考えておりますけれども、住宅取得の際の初期投資の軽減を図るためにとりいう事で、10年間以上の土地賃貸借契約による土地の貸借事業と考えております。募

集区画につきましては8区画。一番小さい面積が219㎡から一番大きいところで246㎡の8区画となっております。ここで賃貸借料ですけれども、一応今の案といたしましては2万9,800円程度から3万1,800円。この金額が何かと言いますと、賃貸借という事で所有権の方は日南町になりますので、固定資産税の方が生じてきません。固定資産税相当額の方を年額負担していただくという事で、賃貸借契約を結びたいと考えております。申し込みの資格ですけれども、申し込みにつきましては基本的に幅広く申し込んでいただけるように連帯保証人を取っていただける方、それから一番重要なんですけれども土地の賃貸借契約の日から1年以内に建築工事契約、家を実際に建てるよという工事契約が出来る方、それと税、国民健康保険税を含みます。それと水道料等の使用料とかの滞納がない方、それと暴力団関係者でない方と。それと保証金としまして10万円の支払いが出来る方ということで、保証金につきましても初期投資の軽減という事で10万円という金額にしております。申し込みですけれども、平成29年4月上旬頃から一応工事の方が3月末で完了予定です。今管工事が概ね済んで、これから実際宅地とその前に真ん中に道路が入りますので、アスファルト工事をして最終的に宅地側の方になりますところに、化粧の綺麗な真砂を敷いて造成地というふうな工程で今進んでいるところです。4月上旬に出来れば受け付けの方を開始しまして、一定の期間を設けまして同じ区画に複数の申し込みがあった場合は抽選と考えております。予算措置につきましては、一応財産収入5区画分程度、今予算化を新年度の方でさせていただきます。定住団地の件につきましては、以上で説明とさせていただきます。

○山本委員長 補助・助成の内容について。浅田専門監。

○浅田専門監 定住団地の助成制度につきましては、企画課の方から説明をさせていただきますと思います。タブレットの3ページになります。生山定住促進団地建築助成（案）と書かせていただいております。以前この場で山中専門監の方が年齢による傾斜を付けた助成制度の説明をさせていただいたんですが、基本的にはそれに沿ったものでございます。まず購入希望者の方、町内の人、町外の人おられると思いますけれども、その方のIターンUターンそれから町内の方ということで、若干差を付けさせていただきます。基本額としましてはIターンの方で200万円、Uターンの方で150万円、町内在住の方で100万円。ただし、単身の方につきましてはそれから50万円ずつ減額させていただきます。それを基本額といたします。それから

今考えている案ですけれども、加算額としましてこれも最初に子供さんの加算額が出ておったと思いますが、これからの時代親の介護であるとか、それから子供さんが小さい時の保育園等の送り迎え、それから子供さんのお守りというようなところで、これからはやっぱり多世代同居というものを推進していきたいという町としての考え方もございます。ですので同居の家族という事で1人あたり20万円というものを今回追加させていただきました。これで例えばひとつの例を左側の下に四角の枠で書いてございますけれども、例えば夫婦のIターンの方でしたら200万円、プラス8歳以下の子供さんが2人いらっしゃるご家庭だったら50万ずつの100万円と。それから例えば同居のおじいちゃんがいらっしゃるというご家庭でしたら20万円プラスしますよということで、そういった世代でしたら320万円の助成を受け入れるというような制度の設計にしたいと考えております。もう一つは、以前議会の方でもご審議いただいて出来ましたいきいき定住条例。それでも、新築で100万円という制度もございます。出来る事でしたらそれも含めた形で助成出来たらというふうな考え方。含めたと言いますか100万円プラス、例えば320万円ですと合計420万円の助成という事に総額なると思いますが、そういった形で出来ないかこの場でご審議をいただきたいと考えております。時期としましては、やはり売り出しにかかる4月頭にはきちんと要綱4月1日で作りまして、皆様方買いたいという方々手をあげられる方にご説明をして、出来れば申請はその場で受け付けまして、実際の支払いは住宅に入る実態が出来た時に入られる方を確認させていただいた上で補助金、助成金の方を支払うというような形にしたいと思います。と言いますのも、やはり借り入れ計画等もやっぱり必要になってくると思います。そういった方に対して出来れば交付決定までして、皆様方に借りやすいような体制づくりというものを町の方もとっていきたいと考えております。助成制度の考え方については現時点では以上でございます。

○山本委員長　　ただいま説明をいただきました。いきいき定住促進条例における新築の部分の100万円の補助金を同時に受けれるということ。それと募集要綱は4月1日に出来ておるということ。それと建築の助成につきましては入る人が確定した時に助成をするということでありました。それで最初にお聞きをいたしますが、この土地は何年で名義が変えていただけるのかということと、業者の方は町内の業者の方ではなくていいのかという事をまずお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。坂本室長。

○坂本室長 失礼します。賃貸借の期間ですけれども、10年間を予定しております。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 2点目の町内業者の関連ですが、基本的には特定をしておりません。町内の業者でももちろん構いませんし、町外の方でも構わないというような考え方を今私共では思っております。ですがとは言いながら、補助金の方で県産材とか町産材を入れようということを考えておられる方については、当然町内業者でないといけないうことは条件的になっておりますので、そういう方をご希望の方はそういう資金計画的なことも含めて、それでももちろん構わないと思っておりますし、基本的には制限はしない、業者についての選定の制限はしないという考え方を持っております。

○山本委員長 いきいき定住につきましては町内の業者という事になつとると思えますが、そういう時には100万円はなしということになるわけですね。町外の業者だったら。中村副町長。

○中村副町長 結果的にそういうことになろうかと思えます。

○山本委員長 それともう1点最初にお聞きいたします。申し込み資格のところ、借地権設定契約に関して連帯保証人のある方となっておりますが、Uターンの方でこういう連帯保証人を付けて頼めると言いますか、可能かどうかということをお尋ねします。坂本室長。

○坂本室長 保証人の方は原則とすると確かに県内とか近くの方ということが連帯保証人というのはふさわしいのかなと思えますけれども、Uターンでこられて実家の関係の方とか親戚の方でも結構ですので、とにかくお1人で債務を抱えることがないようにという事で、うちの方も貸し付けという事になりますので、どこかのところからもし滞納等になった場合には支出をしていただかないといけませんので、連帯保証人は取りたいと考えております。

○山本委員長 私だけ聞いてもいきませんので、委員の方質問ご意見ございますでしょうか。古都委員。

○古都委員 Uターンの考え方ですけれども、単身者の場合には50万落ちということではっきりわかるんですけども、例えば世帯でUターンという場合にどなたかが町出身であればUターンという認定をするんですか。それについてまず1点をお伺いします。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 例えば世帯の中で親御さんが日南町出身ということでしたら、当然Uターンになります。世帯の1人でもUターンだったらということですよ。

○山本委員長 契約者でもなくてもいいかということです。浅田専門監。

○浅田専門監 考え方としましてはやはり基本的には申請者がUターンかIターンかというのが判断の基準になると思います。ですのでその際は契約者の方がIターンなのかUターンなのかというところを判断させていただきます。

○山本委員長 よろしいですか。古都委員。

○古都委員 若干そこら辺それでいいのかなという気もしますが、次の質問をしてみます。一つには非常に高額な助成内容となっております。ご承知のようにあの地帯は生山の駅前開発で移転していただいた家屋がほとんどなわけで、その中にこういった高額な団地を形成しても周辺とのそういった精神的な問題は解決されると考えておられますか。お伺いしてみます。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 実態的にはそういうことだろうと思いますが、今回の目的が基本的には定住促進ということが目的でありますので、そこはご理解いただくというしかないのかなと思っておりますので、目的が当時の現状で家屋を建てておられる皆さんもそれぞれの目的でその時の条件という事があったんだろうと思っておりますけれども、本日の場合は今町創生も含めて定住促進を図るという促進が目的でありますので格別のご理解いただければと思います。

○山本委員長 よろしいですか。その他、大西委員。

○大西委員 契約も10年間ということですがけれども、例えば逆にいろんな想定が出来ますけれども、2年で出て行ってしまったとか、1年で出て行ってしまったとかいう想定が出てくると思います。そういった時の条件設定はどのようにされるのか、解約時。不測の事態ですね。それともう一つは今聞けば、いろんな助成の内容で入居時に支払うという事ですがけれども、入居時から直ぐ変化がある場合があると思うんです。1年ぐらい経ってから支払いをすとかですね。やはり実態を見てから、その辺をご検討されておられますでしょうか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 前段のいわゆる土地売りの契約をして、建物を建てて、そのあと2、3年後で転出なりという形というご質問だと思っておりますが、基本的には2、3年後

といいますとまだ賃貸契約中ですよ。という事でありまして、建物については個人のものだというふうな状況でありますので、ちょっとそこまでは余り想定はしなかったというのが正直なところ。ただいろんなケースの中で、その次の人に移譲言えばおかしいけど、そういうケースでもあろうと思いますし、またそのままというケースもあろうかなと思っておりますが。基本的には転出時においては土地の賃貸契約をしておりますのでその条項の中で取り決めをしたいと思っておりますが、一方で家屋も建っているという状況でありますので、その辺についても含めた形でリスク管理はしていきたいと思っております。一般的なこういったケースがあろうと思っておりますので、そういうところを参考にしながら取り決めをしたいと思っております。そういう事例あたりを参考にしながら、法的なところの中で違反しない形の中で整理したいと思っております。回答にならなくて申しわけありません。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 後段の助成金の考え方についてですけれども、基本的にこの情勢につきましても建物を建てるための助成というふうに捉えております。ですので債務は出られても引き続き出られた方に追われるという事になりますので、その方からまた補助金を返還ということまでは今考えてませんけれども。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 例えばいきいき条例の時は1年とか3年とかの実績を見た上で助成するというわけですね。やっぱり人間ですから、ちょっと住んでみたけどだめだわとかいう場合があると思うんです。ここは定住していただきたいのが目的なので、理想論はずっと10年以上全ての方が残っていただければいいんですけれども、あらゆる角度でみとかなないとそこでいろんな変化が出た時に、この時はこういう対応こういう時はこういう対応、全て要綱を決めるのは難しいかもしれない。ある程度大筋をしておかないと。いきいき定住のようにやっぱり1年後に金額、基本額は入居時に支払いしましょう。加算額は1年後とかね。いうことでないと子供も直ぐ変わってしまうとか、おじいさんおばあさんが最初住んでみたけど、やっぱりここじゃ馴染まんとなかなってしまいう可能性もあるわけです。そういうことも想定した上でどうでしょうかということです。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 議員おっしゃることも確かにあるかなと思います。ただ先程専門

監も言いましたけれども、大きな資金繰りを伴う家屋の建築というところですので、やはり一番必要な時に必要な助成をするという観点で、今のところ当初入居時確定した時点でお支払いをするのが応援の仕方としては効果があるのかなと考えております。その後のいろんなケースでの処理の仕方というのは、整理は必要かとは思いますが、補助のあり方としては当初と考えてます。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 まず区画が219㎡から246㎡あるんですが、この土地の価格、評価額と実勢価格はいくらで見積もりをされてますか。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 土地の価格につきましては、基本的に賃貸ということで固定資産税の額というものを根拠にしていますので、評価額というものを使っております。実際近傍の買収が近年なかったということもありまして、以前公共買収があった時よりは若干額としては下がっているというような認識で、基本的に固定資産の評価額というもののベースで金額は考えております。金額の方はその地域の標準値の単価が8,890円という金額になっております。9,000円までになっております。

○山本委員長 よろしいですか。足羽委員。

○足羽委員 IターンとUターンの位置付けなんですけども、5年前に帰られたとか10年前に帰られたとか、そういった方も対象になるんでしょうか。IターンUターンの対象ですね。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 以前帰られた、すでにIターンでこっちに入られた方もいらっしゃいますが、そういった方もIターンとして取り扱いたいと思っております。何年前でもと言いますか、詳しくは要綱でそこは整理したいと思っておりますが、例えば5年になるのか10年になるのかというところは今議論はしておりますけれども。以前帰られた方もIターンとして整理したいとこちらでは思っております。

○山本委員長 4月は目の前でございまして、5年と10年ではかなり対象者が違ってくると思いますので、早急に結論を出していただきたいと思っております。荒木委員。

○荒木委員 当初説明があった業者の選定です。聞こうと思ってましたが最初に委員長が聞いたので、回答が地元業者と例えば他の地域の業者と区別はしないということでしたよね。ですから基本的には私が申し上げたいのは、やはりある程度区別しな

ければいけないと考えています。例えば他の町村でも仕事業者を優先にして助成金を出しています。町内に限っては区別しないということでしたから。なかなか若い人は新しい家とか感覚が違うかもしれませんが、助成金を使うわけですから。もう少し地元の業者優先ということを考えていただきたいと思います。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的にはそのことも協議したわけですが、ご承知の通り金額が何千万の住まいの状況でありますし、また当然若者もベースに入っておりますので、町内業者はいけないというわけではないんですが、建築をされる家主さんの考え方を優先すべきかなということ捉えておるところであります。ただ町内業者との差を付けたらどうかというご指摘でありますけれども、そこまでは今踏み込んではないと思っておりますし、当然建築まで出来るだけ早く1年で建ててくださいよというような状況の中で、応募者がどれだけあるか分かりませんが、そういった戸数的な或いは建築の期間的なところも含めて考えると、そこまで今回の場合については踏み込む必要はないのではないのかなというか、あってもいいのかもしれませんがそこまでは整理はしてはおりません。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 若い人は例えばハウスメーカーのデザイン的なものも含めて、好み的な感覚があるんじゃないかと思うんですけれども、やはり助成をするという意味も含めて、それから1年以内に建てる、例えば地元業者が関わるという事はですね、建材屋にしても下請けの業者にしても、幅広い雇用も当然かんでくるわけですね。例えばハウスメーカーが入った場合、例えばですよ、そしたら町内の事業の雇用というのはほとんどゼロに近いです。ですから町のお金を使ってするわけですから、それはやっぱり考えていかなきゃいけないと私は思いますよ。ですから金額も当然ですし、抽選をする時も当然ですし、建てる期間が1年ですけど、例えばその期間に関してでもやはりある程度付けないと納得してもらえないんじゃないかと私は思います。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員長 例えば、北海道の沼田町は町内業者と町外業者施工とで補助金額を分けています。町内業者だと240万、町外業者だと170万。これもランクがあって町内業者で200万の場合は、町外業者で130万とか差を付けています。そういうこともさっきの荒木委員の発言も含めて考えてもいいのかなと思います。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 ご指摘の内容については十分理解は出来ませんが、ちょっとそこまで今この場で結論は出せません。そういう事例もあるでしょうし、そういう考え方というのはいいのかなと思います。自体的な捉え方として今優先的にない方がいいんじゃないかという考え方を持っておりますので、皆さん方のご意見をさらにお聞きしたいなと思います。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 若干同じようなところもありますけれども、さっきの不測の事態で年数によって返還規定というものをやっぱりしっかりと求めていただきたいという思いが一つあります。例えば、3年以内に出た場合には即返還をしていただくとかいう項目あたりは、当然入れていただくかなくてはいけないのかなということと。とりあえずこの住宅の一次の申し込み期間はいつまでを予定されておられるのか。その次からは多分申し込みされた人については、順次その場所を売っていかれるんだと思うけども、それに例えば1ヶ月要されると最低でも5月以降でなければ契約は出来ないという話になりますので、この期間をどれくらいの設定を持っておられるのか聞いておきたいと思いますし、状況的には今2月の20日過ぎになります。4月から売り出しをかけるのに未だもってまだ中の内容が非常に詰んでいないということ自体が、本来なら去年の5月に募集の予定だったと思っていますので余りにも遅すぎる。行政として怠慢ではないかなと思っていますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 先程の募集期間の件でございますけれども、4月から4月末ぐらいを考えております。といいますのも、外部からのIターン者Uターン者も含めてですけれども、遠くからこられる方もいらっしゃいますので、その申請期間はある程度ちょっと第一期だけは持ちたいと思っていますので、第一期の募集を4月末にしてそこで応募のあった方でまず抽選になるか、それが分かればそれでいいんですけれども。同じところの区画に手を上げられる方がいらっしゃいましたら、抽選をして決定していきたいと考えております。

○山本委員長 返還規定につきまして。浅田専門監。

○浅田専門監 これからまだ不測事態については先程ご意見頂戴しましたので、検討しまして要綱に入れるかどうかも含めて、また皆様方の方に要綱もお示ししたいと

思っております。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 最終的に3月の定例会の中には、そういったような要綱あたりのものを含めたものを議会に提示が出来るようになりますか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 3月の最終日までには提出したいと思っております。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 すみません、基本的には早期にお示しをしたいと思っておりますし、また当然実際の募集は4月からになるかもしれませんが、事前PRというところも必要だろうと思っておりますので、その前には皆様方にお示しをして確認をしていただきたいと思っております。

○山本委員長 村上委員。

○村上委員 ちょっと元に戻りますけれども、借地権設定に連帯保証人が要するという事なんですけれども、連帯保証金として10万円を貰うんですよね。支払いが出来る人。10万円を貰った上に保証人が要るわけですか。それと暴力団関係者でない方という言い方が、書かなければいけないのかもしれませんが、これは誰が判定をされるんですか。

○山本委員長 坂本室長。

○坂本室長 連帯保証人につきましては、一応必要ではないかということで今のところ考えでおります。保証金につきましては賃貸で大体3ヶ月等の敷金等もあつたりしますので、保証金という格好でいただきたいと思っております。それと暴力団関係者でない方ということですのでけれども、これは申し込みをしていただく際に誓約書をいただいて、黒坂警察署に照会等させていただくこともありますよというような、その誓約書をいただくというふうなつもりでおります。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 その同じ項目の中で、連帯保証人を求めると。こちらにおられる方でそれは1名ということですか。第1回目の募集というのは全区画ですか。それとも5区画ですか。全部ですか。はい。

○山本委員長 その他、大西委員。

○大西委員 ちょっと要望事項ですけど、定住していただくということで生山の

自治会活動について自由なんですけれども、やっぱり地域コミュニティーという事で要綱の中に地域活動に入ってもらえるような話をちょっと書いてもらってかしておかないと、こういう事例もあるんです。私は町内でどこどこに住んでいるから、自分の住んでいる所よりも出身のところで自治会活動するので生山の自治会には入らないという方もおられるので、やはりそこで定住していただくならば強制では出来ませんが、その辺を促すような一言を入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○山本委員長　　よろしいでしょうか。その他ございますか。村上委員。

○村上委員　　保証金はさっき敷金あたりと同じ感じでやるんだという話だったんですけども、これの返還はいつされるんですか。

○山本委員長　　坂本室長。

○坂本室長　　返還は契約期間が一応10年間ということになっておりますので、10年経ちましたらお返しという計画でおります。

○山本委員長　　その他ございますか。福田委員。

○福田委員　　同僚委員も質疑があったと思いますけれども、同居の関係ですね。高齢者1人について20万円と、そして夫婦で町内にUターンしても200万という話がありますが、これは期間はただ申し込みの時に同居しますよと同意をもらえば良いわけですか。実際に住んで何年間住宅におらにゃいけんですよという事か。その辺をちょっと。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　申請は申し込み時点ですので、4月時点で申し込みされましたらその時点の申請内容で交付決定は出させていただきますが、実際に家が建って入居の確認をしたときにこちらは支払いをさせていただきたいという事を考えてます。補助金と言いますか助成金ですね。先程委員さんの方からも意見があったように、その際不測の事態で1年後2年後に出られた、亡くなられるのはしょうがないとは思いますが、そういった場合にはやっぱり返還規定というものを設けようと思っておりますので、それで対応させていただきたいと思っております。

○福田委員　　規定を作るということだね。

○浅田専門監　　はい。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　いわゆる I ターン U ターン、その下に町内在住の方という項目があって、町内在住の方のイメージはどのような感じで持っておられますか。あくまでも定住促進の住宅だということであれば、町内におられる方すでに定住しておるわけですね。そうすると例えばどこかから生山のここに出てくるということは、どこかの方は1戸減るわけですね。そこら辺が補助とこの区分の方、もうちょっと考えれば親は元家におられるけれども、若い者夫婦がここに出るといようなことも考えられるのかもわかりませんが、担当課としてこの町内在住の方のイメージですね。どのようなふうな感じのものにこの100万円を出そうと考えるかをお聞かせください。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　先程委員さんが言われたようにいろんなケースが多分あると思います。言われたように同居しておる方が出られるという。おじいちゃんおばあちゃんと同居している若い方が、家を建てて出られるというケースもあるでしょうし。それから例えばある程度高齢に近いリタイアされたような方が、仕事を辞めてまだ元気なだけで、便利の良いところに家を建てて住んだらそこでこれから先ずっとそこで終の住み処として建てたいというケースもあるでしょうし。そうなった場合高齢の方がもし仮に建てられても、その先建物が残りそれで副町長も言いましたように、またそれが賃貸でも出されてそれが住まいとして活用出来ていくのであれば、それも有りというふうな考え方を持っています。ですのでいろんなケースがありますけれども町内の方がそこに実際に家を建てられても OK という事には今の時点でさせていただきたいと思っています。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　今の話からいきますと、所定の手続きが出来ていわゆる助成を受けて、何年かしたら賃貸に出してもいいという事ですね。どうでしょうか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　先程例に出したのは高齢の方だったということで、例えば亡くなられて空き家になった時というようなケースを想定しておったんですけれども、基本的にはそこに家を建てられて住まわれる意思があるということで家を建てられるということでしたら、そこに定住はされるということをごちらとしては想定していますので、そういった方に対しては町内の方でも金額は下げてでも助成して町内に引き続き残って住んでいただきたいという思いの中でのこれは制度でございます。

○山本委員長　　その他ございますか。久代副委員長。

○久代副委員長　　先程あった保証金を10年の賃貸契約で10年後には返すという、保証金はそういう性格のものですけれども。土地の登記ですよ。町と賃貸契約者との関係についてもうちょっと示していただきたいと思いますし、それから先程あった地元業者とそれ以外との関係で、やっぱり日南町の定住促進を進める戸建の住宅だけでも、やっぱりいろんな住宅改修の助成制度等との整合性も考えた時には、やっぱり地元の大工さん左官さん、そういう業者の方に少しでも仕事をしてもらうという点については、一定の助成額を検討する必要があるじゃないかと私は思います。確かにいろんな住宅業者もあるわけだけでも。1年後に工事契約があっても、実際には棟上げて全部完成するまでには一定期間もかかるわけで。やっぱり一定の期間できっちり家を建てるんだという契約の元にね、やっぱり審査をしてそういうことを思い切って助成していくべきじゃないかなと。いろんな設計のニーズはそれに応えられるだけのノウハウは皆さん地元の建築業者の方も持っておられると思うので、十分それに耐えられると思うので、やっぱり行政としてはこれほどの助成金を使うなら、そういうふうに移していきべきじゃないかなと思いますのでよろしくお願いします。

○山本委員長　　地元業者と差をつけるべきだという意見でございました。その他何かございますか。

○坪倉委員　　委員長、やっぱりこの委員会として方針を示すべきだと思いますよ。ただ個々が言いつばなしではなくて。さっきの返還の話も含めて。

○山本委員長　　ただいま坪倉委員の方から先程ありました返還の規定と今話題になっております地元の業者を優遇すべきではないかという意見について、委員の皆様のご意見を聞いて議会としての意見を表明したいと思います。いかがでしょうか。返還規定を設けるべきという事につきまして、意見をお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員　　最初、副町長の答弁に比べて浅田専門監が踏み込んだ答弁をされましたけれども、一定の税金の効率的な使い方、公平な使い方という面からすると、いきいき条例等にもあるような形で返還規定というのはあってもいいなとは思っています。

○山本委員長　　設けるべきという意見が多いように思いますが、設けなくても良いという意見がございませうでしょうか。皆さん設けるべきという事で議会といたしましては、返還規定を設けていただきたいと決定いたしましたので、執行部につきまして

はよろしく検討の程をお願いいたします。そうしますともう一つ、町内業者につきましては優遇すべきではないかという意見につきまして、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員　町内業者の方々にこの日南町で活躍をしてもらう、産業として応援をするという気持ちを込めて、やはりそれなりにあってもいいと思います。優遇はあってもいいと思いますけれど、やはり個人の持ち物であって大きな一生の宝物を取得されるというへんは鑑みる必要はあると思いますけれど、やはりそれなりの差はつけるべきだとは思っています。

○山本委員長　その他意見ございますでしょうか。荒木委員。

○荒木委員　要するに助成の金額の差というのがありますけれども、まだ他に例えば抽選になった場合には町内で建てる業者を選定する方を優先するとか、方法はいっぱいある。私の意見ですから。それはいいと思いますが、久代委員がいったように、例えば1軒建てる町内業者大工さんであれば、半年以上かかる方も当然おられますので。そうするとその方が2軒持った場合、1年では出来ない場合もありますので、その辺もまた少し考えていただきたいと思っています。

○山本委員長　中村副町長。

○中村副町長　今のお話の中の1点として、基本的に決まっている方もおられるかもしれませんが、とりあえず希望はあるけれども家を建てる希望は持ってるけど、申し込み時に町内か町外かまだ不確定な方もおられると思います。その時に、抽選にならなかったら別に良いんですが、抽選になった時にという話になるとその辺がやっぱり難しいことかなと思っておりますので、その時点での優先というのはちょっと考えにくいのかなと思っておりますが。

○山本委員長　久代副委員長。

○久代副委員長　関連してですけれども、最近家も新築もないわけで、皆さん大工さん左官さんも後継者のこともあるし、やっぱりそういう建築業者もこの際売り出してもらおうと。宣伝してもらおうと。日南町にはこういう建築業者がおられますよと。そういうことがやっぱり地域の活性化に繋がるのであって、みんなで盛り立てていくような流れを作っていないと、誰でもいいんだどこの業者でもいいんだ、早く仕上げてやればいいんだみたいな感じに受け取られると、かえってこの住宅定住政策でマイナスになりかねないと思いますので、このあたりも一体的に募集についても作っていく、

そういうことが私は循環型で大切なことだと思いますので、よく考えてやって欲しいと思います。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　日南町の業者を使えばこういうメリットがありますよということを分かるように、選択をする時にね。こういう町外でしたらこういうことですよ、町内の業者を使うとこれぐらいメリットありますよ。AにしますかBにしますかというぐらいに、コマーシャルじゃないですけども、契約時にその要綱の中に分りやすくしてあげれば、それでも私は町外の業者を使おうと言えばそこまでであって、こんだけメリットがあるならば町内の日南町の業者を使いたいと。場合によれば部分的にも一部でも町外の業者を使うけれども、一部でもこの部分は日南町の業者を使いたいとかいうぐらいの選択肢。その中でいきいき条例の補助が使えるものがありますね。新築の関係で。地元業者でそういったことも明確にしてあげれば、購入する方がそれだったら日南町の業者を使おうというふうにならないのかなという一つの誘いですね。

○山本委員長　　優遇すべきという意見が多分多いのですが、しなくても良いという意見の委員はいらっしゃいますでしょうか。それで具体的にそういう差と言いますか、金額に差をつけるということになるとは思いますが、今こういう意見が出ておりますので執行部におかれましては検討していただいて、先程申し上げました3月の定例会の中での要綱の提出をしていただけたらと思いますので、その時点には金額も明記したもので提出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。中村副町長。

○中村副町長　　確認ですけれども、冒頭お願いしておりましたが、いわゆるいきいき条例の新築の100万円と、それから今回の助成金の内容の原案とすれば、条件に該当になれば別々にいきいきも100万円出ますし、今回のうちが今助成金の分もそれに応じた内容で合致すればという話しで、両方から出ることが可能ですよという説明をさせていただきましたけれども、それについての確認をしていただきたいと思っておりますし、また先程のいきいき条例の中については、基本的に町内の業者というところが条件になっておりますので、それとは別に今回の助成の中も先程のご意見の中の町内業者の差を付けるというご意見が多いとお聞きしましたところですが、それは今回の助成金とは別に今回の分の中にも、助成金の中にも差をつけるということでお聞きしていると思いますが、それでよろしいかということの確認をしていただければと思います。

○山本委員長　　今町長見えられましたので、増原町長。

○増原町長　　発言させていただきたいと思ってます。今回の制度はあくまでも定住という事を基本としております。議会の方の提案されまじいいきき条例におかれましても、あれも多分定住だったと思っております。100万円を例えば新規に建てる場合に、町外の業者を使った時には出さないのかということではなかったと思っております。あくまでも今回の場合はいわゆるIターンとかUターンと考えておるわけですし、主に町の中からそこに住むということよりも、どちらかという町外から来ていただくという事になりますと、選ぶ方の入る方のやっぱり思いがあるだろうと。町内でないとだめだという話をしたときにそれじゃ諦めますというふうな話があった時に、そのフリーハンドにはならないわけでありまして。やはり先程から言われているように、町内の業者を使うというお話があった場合には、それはやはり町内業者さんの営業力というものがやっぱり問われて、全部町外でないとだめですよ、町内でないとだめですよという話では多分定住という話をしだすと、一つの足かせがあるのではないかと感じております。仮にいうと例を出しますと、何とか工務店というところで建てたかったけれども日南町ではだめだという話だった。今回は諦めますという話があった時に、それを逃すという事で結構なのかと。それで空きがあってもいいのかということに。これは脅しとかなんとかという意味ではなくて、そういうことで本当にいいのだろうか。私共とすればやはりとりあえず日南町に多くの方が住んでいただいて、中心地として生山あたりが賑やかにまたなっていくという事が眼目でありますので、あまり町内にと、町の主施行が町内でないとだめだということにいくと、非常に制約があるのではないかと認識をしておりますので、そのところはご一考をお願いしたいと思っております。

○山本委員長　　村上委員。

○村上委員　　今の町長の発言の中ですけれども、基本的に定住の助成の内容については一律で出るんだろうと思っています。いきいき条例については町内業者という確定がしてありますので、そこで100万円の差が出るということとはとりあえず付きますので、さっき大西委員が言われるように、これとこれとはこういう状況で出ますよと。町内業者を選択されればいきいき条例の100万円も出ますよという書き方でしっかり説明をしていただければ私は出来ると思っていますけども、そこら辺のことを事務方の方でしっかりと精査をしていただければ良いんじゃないかなと思います。

○増原町長　　そういう意味でしたら了解いたしました。すみません、失礼いたしました。

○山本委員長　　坪倉委員。

○坪倉委員　　町内業者と町外業者と比べて、町内業者が例えば技術が見劣りするかデザイン性が見劣りするか、そういうふうに捉えておられるのでしょうか。ちょっとそういうイメージを受けました。久代委員も言われましたけれども、やっぱり町内業者の活性化というのも大事だと思いますし、この土地代も含めたいきいき条例も含めた定住助成というのは、多分今まで日本一と言われた沼田町を上回る助成になるんですよ、今回金額的に。そこまで非常に日本一の定住助成移住助成という事を謳う中で多くの反響があって来ていただくのは非常にありがたいことだと思いますけども、その中でせめて町内事業者等の活用も積極的に進めていただきたいなと思います。加えて鳥取県の木のスマイル助成事業、町の木材活用事業等の補助金も併せて、伝統的技術を使ったりすれば140万、150万入るんですよね。それも加えると本当に日本一の助成になるわけですけれども、そのあたりで若干町内の活性化にも経済の循環にも配慮いただきたいなと思ってます。

○山本委員長　　増原町長。

○増原町長　　ありがとうございます。ご承知の通り鳥取県の木の助成確か今45万じゃなかったかな、60万だったですかね、出ていると思ってますし、町内の木を使うということでもいいと思っています。決して町内の事業者の方が見劣りをするというふうな事ではないと思っていますが、普通新築を考える若い方というのはよくモデル住宅の形のものを見て、大体この金額だというふうなところで想定をされて建てられると思っております。ただ日南町は積雪地帯ですので、その通りにいくかいかないか分かりませんが、大体そういうふうなものを一つの目安にされておられますので、そういうふうなものの中でやっぱり考えていかないと、建ててみたら実際よりも相当かかったということで、日南町は沢山かかるよという話でも困ると思っておりますので、今言われますようにある制度をしっかりとPRしてその中で選んでいただくと。そして当然色々配管とかいろんなものなんかは、地元でないと出来ないこともあると思っておりますので、そういうふうなところは地元業者さんと十分相談をしてやっていただくと。これは常に道の駅とか大規模な建設の時でもJVを組まれたり、そして町外の業者さんが建てられる時でも、出来るだけ町内の事業所と連携をしてやっていただき

たいということは言うておりますので、そういうこと併せてやっていきたいと思っております。

○山本委員長 久代副委員長。

○久代副委員長 ちょっと整理するために休憩もしたいですけれども、私は一つはさっきから言っていますように、例えば今いう設計の話について言えば、やっぱり地元の業者がちょっとこの設計は設計事務所に発注して、お客様がこういう住宅を望んでおられるという手法もあるわけだから、今おられる設計事務所との連携も出来るわけで。そこは町長のへんな思い入れがあるじゃないかなと。自由な住宅が予算の規模に応じて、坪数でやっぱり設計出来るように今なってますので、それは十分クリア出来るじゃないかなと。私が言いたいのは本当に地元の業者が家が8区画あって、平均2,500万とか3,000万の家ならそれだけ地元でも仕事が出来ると。そういうことも理解してもらって、日南町に定住してもらおうと。ただ補助金があるから日南町に来てくださいだけじゃ、やっぱり本当に地域全体のことを考えた政策が必要じゃないか。それこそまさに地方創生じゃないかなと私は思いますけれど、どうでしょうか。

○山本委員長 増原町長。

○増原町長 隣の住宅を建てた時も実際にはほとんど町の中の事業所だったり、外部から建てられた所もありましたけども、ある程度地元の事業所も使われましたので、そういう経験も踏まえてしっかり対応して参りたいと思っております。

○山本委員長 荒木委員。

○荒木委員 町長が丁度おられますので、商工業者は商工会に入っていますので、現状を考えた上でこういう大きな事業が目の前にあるわけです。金額を先程言われたように2億3億の事業費になるわけですね。日南町の経済の為にやっぱり活用していかなくちゃいけないと、地元の業者を優先にするのは当然であると私は考えますので。足かせになるという町長の考え方も分りますし、営業の足らんという副町長の気持ちもわかる。ですけど町が営業してもいいんです、それは。やっぱり現在生活している私達の商工業の大工さんにしても、左官さんにしても、このままほっておいたら全滅してしまいますよ。日南町の大きな事業であって、日南町の助成金を沢山使うわけですから。全然差を付けないというのは考えられないと考えます。

○山本委員長 増原町長。

○増原町長 その為にリホーム制度ということで、議会の方でも町内の業者という

ことでしっかり確保されているわけですし。決して町が全く町内の業者さんに背を向けているということではないと思っております。積極的に補正もしておりますし、限度額を設けずと言いますか、補正についてもしっかりやっておるわけでありますので、同じような考え方でいきたいとは思っておりますけれども、ただ初めから全て全部町ですよ、町内業者さんですよという選択よりもやはり一つ選んでいただいて、町内業者でも出来ますよという話の中でやっていくということが、やはりある程度競争の原則からいうと仕方がない部分はあるのかなと思っております。そこはご理解いただきたいと思っております。決して町内の業者さんが出来ないとか、劣っているという事ではないと思っておりますけれども。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 町内事業者を排除するものではないということは当然のことであって、鳥取県の産業振興条例のようなものが町にはないわけでありますけれども、県の産業振興条例の日南町版という認識も持っていて、あらゆる場面において町内事業者を活用していただくようなPRもしていただきたいと思いますが、究極の今議論となっておる差をつけるかどうかというところについて、明確にその意思を示すということからして差があってもいいのかなと思っております。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 先程商工業者の方を中心に考えた発言もありましたけれども、どうでしょうか、誰もこういった大きな思いつきをする時には、親戚に大工・左官がおればそれを使いたい。それから例えば知り合いがそういう仕事をしておれば友達に頼む。今回は特にIターンあたりがぽっと来られて、なかなか知った業者がおられない。状態は想定出来るわけです。今いろんな案が出ておりますけれども、優先的には町内の業者を紹介していただいたりして、町内に仕事が落ちるのがいいわけですがけれども、絶対的にそうでないといけないということはなかなか難しいだろうと。本当に自分がそういうものを建てる場合でしたら、やはり親戚を使いたいとか、友達がやっておればそれを使いたいとかそういう心情が起こるわけで、今回の事案はこれまでと違ってIターンで初めてここに来た、どういう業者があるかもよくわからん。どれぐらいの力かもわからんというような場合があると思うんです。ですから絶対町内でないといけないと言いきれない。けれどもやっぱり手法としては、そういうところを使って

欲しいという行政での努力はしてもらいたい。私はそう考えております。

○山本委員長 増原町長。これを最後にしてください。

○増原町長 両方の意見もお伺いしました。最初に勘違いしておりましたけれど、いわゆるいきいき条例でもすでに100万の差がついておるということで、先程議長の方からもそこで差がついているじゃないかと。それをちゃんと説明して選ぶ選ばないというのは一つ選択肢があるんじゃないかと思っております。それとやはり今古都委員がおっしゃったように、実際今回の三吉の災害でも例えばおじさんがとかですね、親戚の方がやっておられるというふうなことがあったり、日南町の場合には姻戚関係が結構県外におられたり、屋根の瓦については町内では出来ないというふうな実質的なこともあるわけで。実際は下請けなんですけれども、そういう話をしだすとやはりいろんな形が出てくると思っておりますので、そこについてはあまり具体的にここでするよりも、先程言われたようないきいき条例の100万のすでに差がついているというところで、選択を選ばれるということの方が、私共とすれば非常に新規の事業としてはやりやすいと思っております。

○山本委員長 そうしますと休憩を取りたいと思います。10時30分まで休憩といたします。

(休憩 10:12~10:30)

○山本委員長 会議を再開します。冒頭にお詫びを申し上げたいと思います。先程いきいき定住につきまして、100万円は地元業者に限るという発言をいたしました。私の勘違いでございまして地元の業者には限らないと。そういう規定はしておりませんので、私の勘違いでございましたので陳謝をいたします。どうも申しわけございませんでした。そうしますと引き続きまして、先程の議論の続きで町内業者に優遇すべきという議論を進めていきたいと思いますが、皆さん優遇すべきという意見で一致をしておると思いますが、具体的にどの程度の金額で優遇するかという意見を出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 いきいき条例に対しての100万という優遇処置がないということになると、やはりそれ相応分の当初自分達が想定していた範囲とすれば100万ぐらい、いきいき条例分ぐらいの差はあってもいいじゃないかというような気はしておりますけれどもね。

○山本委員長 ただいま100万という意見が出ましたが、その他ご意見ございます

でしょうか。荒木委員。

○荒木委員　　今見ている基本額というのがございますよね。ざっと半分半分にすれば丁度いいような数字になるような気がするんですが。Iターンで200万というのを100万、プラスまたいきいきがありますので、Uターンで150万が例えば80万、それから町内在住の方の100万というのは50万、町内在住の方でも両方で150万になるわけですから。金額としてはそういう感じでいいんじゃないかと。町内在住の方は例えば80万とか50万とか、減額ということにはそのぐらいの差を付けていただきたいと私は思います。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　住宅助成につきましては、いきいき条例の中で結婚であるとか出産であるとか、そういった案件でも使えることになっておりますので、町内在住の方でもその条件にあった方は使えるということになると思います。

○山本委員長　　100万には出来る。

○木下企画課長　　合わない方は使えないということです。

○山本委員長　　村上委員。

○村上委員　　町内在住で例えば結婚であったり出産であったりとかいうものは使えるけども、それ以外の方の使えない人についてはこれは全くフォロー出来ないということになりますよね。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　いきいき定住の助成につきましては、いきいき定住の助成案件に合わない方は使えないという当然そうなります。

○山本委員長　　その他ご意見ございますでしょうか。恵比奈委員。

○恵比奈委員　　具体的な助成額ですが、基本額の3分の1を。例えば200万だったら町外業者だったら70万、少ない130万、150万のところは100万、100万のところは70万というぐらいに、3分の1ぐらいが減額というぐらいでどうでしょうかね。

○山本委員長　　という意見でございましたが、中村副町長。

○中村副町長　　ちょっと整理をしたいなと個人的に思うんですが、いきいき条例の中で地元とかそういう条件がないという、新築をされる場合ということが条例上謳ってあって、目的については当然いきいき条例の場合についても、定住とか若者の人口の増加定住化を図るといのが目的の条例の中身であります。今回についても当然定

住促進というところの同じ目的で、今回については条例というわけではなくて、要綱等で施工していくという考え方の中で、ある程度目的は一緒ですけれども条例の中では差を設けていなくて、今回の場合で設けるという考え方というのは、まずそこを整理していただきたいなと思っていますし、個人的にはそこでいきいきの時に意見交換が出来たのかということとはちょっと定かではありませんけれども、その辺をまず整理していただくことがいいのかなと思うところですが、いかがでしょうか。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 町長も言われました、副町長も今言われましたがいきいき条例との整合性ということですからけれども、同じように定住を促進するためのことでもありますけれども。ただ、生山の定住促進団地につきましては土地代がタダ、実質タダですよ。建築の助成も格段に手厚くされている。これだけの支援を町の財政から注ぎ込むということは、やっぱり日南町の中に住んでいる人に対しても、やはりそれなりの差があってもいいと思います。これが土地代をもう少しいただくとか、助成額がもう少し少ないとかいうことであれば、いきいき条例と同じような扱いでいいかもしれませんが、支援の額が格段に違いますので、手厚い支援だと思いますので、それぐらいは本当に徹々たるものですが差を付けてもいいのかなと考えます。

○山本委員長 という事でございますが。皆さん差をつけるべきだという意見だと思いますが、具体的にどの程度の差をつけるかということになります。いかがでしょうか。100万円と3分の1と色々意見が出ておりますが、いかがでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員 恵比奈委員が提案された3分の1程度の減額ということでいいと思います。

○山本委員長 という意見でございますが、よろしいでしょうか。荒木委員。

○荒木委員 細かいところは言いませんが、IターンUターンに関しては半額ということで私は提案したいと思います。下の町内在住の方はいきいき定住の件もありますのではっきりしたことは言えませんが、Iターンの200万は100万、Uターンの150万は80万というぐらいにしたいと思います。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 今のIとUそれと在住の関係で定住絡みの問題がありますので、そう複雑にせずに基本額ですので、これからそれぞれのところが50万引くという形でやっ

た方がすっきりすると思います。それぞれが50万。

○山本委員長　　カッコして単身と書いてあるところの金額は。

○古都委員　　全て50万で。

○荒木委員　　単身がゼロになるよ。

○山本委員長　　様々な意見が出ておりますが、いかがいたしましょうか。久代副委員長。

○久代副委員長　　私は思い切って半額で。一律半額にしてしまえば一番分りやすいかなと思いますけども。3分の1とかいうことでなしに。町内業者に仕事してもらうという点では、それだけの差を付けてもいいと私思いますけどね。私はIターン200万を100万に、単身150万を75万にということで自動的に2分の1減額すると。そうするとそこまで地元の業者に頼んだら満額出るんだということの意味もよくわかると思いますので、発注される施主の人がね。そういうことを理解してもらうためにもそれだけの減額措置はあってもいいと思います。

○山本委員長　　近藤委員。

○近藤委員　　自分もそれぐらいの差はあってもいいと思います。トータルで考えたら先程おっしゃられましたけど、土地の価格も大幅にありますのでトータルの補助から考えて、これは基本額が2分の1という大きさになるかもしれませんけども、トータル土地代から含めたらとても2分の1じゃなしに、何%に何割程度の差になる程度に収まりますので、2分の1ぐらいの差はあっても十分対応していただけると思います。理解していただけると思います。

○山本委員長　　そうしますと3案出たと思います。まず2分の1にするという案。それから200万円を100万円、150万円を80万円、町内の方はちょっと保留ということと、基本額に対し3分の1を減ずるという案。3つ出たと思いますがいかがいたしましょうか。4案として一律50万円減ずるという。坪倉委員。

○坪倉委員　　いろんな議論があって当然だと思いますけども、考え方としてすっきりするとか分りやすいとかいう考え方ではなく、最終的には政治判断できちんとした明確な根拠があるわけではないんですけども、それが例えば50万刻みじゃなくても30万70万とか80万とかあってもいいと思うわけですけども、私先程3分の1ということなんですけれども、3分の1ではなくて130万、100万と70万ということがあったんですけれども、そこか半額かというところで判断をしたいと思います。

○山本委員長　　という意見が出ましたが、いかがでしょうか。では2つに絞るとい
うことで3分の1とするのか、一律2分の1ということにするのかという2案について議
論をしたいと思いますが、いかがでしょうか。それでは2分の1ということによろしい
でしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山本委員長　　そうしますと基本額を2分の1とするということに。加算額について
は原案そのままという事で。久代委員。

○久代副委員長　　ちょっと加算額についてのことですけども、子供のことは分りま
す。同居の家族の場合いろんな同居の家族の方のパターンがあつて、何か年齢要件と
か、とにかく家族の構成員であれば良いというふうに単純に解釈すればそれでいいわ
けですね。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　その通りでございます。ですので高齢者の同居もあるかもしれませ
んし、夫婦の兄弟さんもおられるケースもあるかもしれませんが、そういった方も対
象にしたいということです。

○山本委員長　　そういたしますと、返還規定を設けていただくということと、基本
額については地元業者との差をつける2分の1とするということ、加算額はそのままと
いうことに決しました。続きまして、先程あやふやなところが1点ありましたUIター
ンは何年前からOKなのかということがありましたが、これについてはいかがでしょ
うか。坪倉委員。

○坪倉委員　　何年前からということもありますけれども、古都委員が指摘されまし
たけども、申請者がIターンかUターンかという判断なんですけども、家族の中でU
ターン者がおられればそれはUターンとして取り扱うべきじゃないかなと思います。
夫婦でもどちらかが町外から来られたら、その人が申請者になるという事でIターン
扱いになるということもあるし、成人された子供さんが町外で出生されとって帰って
来られたら、申請者になられればIターンという扱いになるんですけども。町外で生
まれられ町外で出生されて帰られたらIターンということになるので、日南町地元意
識を持ってもらうという意味も含めて今回どうでしょうか。

○山本委員長　　ただいまの意見について、古都委員。

○古都委員　　それでも良いとは思いますが、例えば奥さんが町外出身でお嫁

に来ておられて、その方がその家族がここに入った場合、奥さんで申請すればそれはIターンという取り方になる。お父さんでやるとお父さんは例えばずっとこっちにおったわけですね、町内在住。そういう場合に奥さんが申請すればIターンでいいという。

○山本委員長 申請者で見るのか、家族でUターンIターンの方がいらっしゃればそちらでもいいのかという2点だと思いますが、いかがでしょうか。近藤委員。

○近藤委員 自分も最初の専門監の答弁にちょっと違和感を感じておったわけですけど、家族の1人でもやはりUターン、そういった抜け道をなくすというか、有利な人が申請することがあるというような決め事はやはり良くないと思います。やはり家族の誰かがUターンで何かの事情で帰って来られるということなら、やはりそれはUターンの要件の方に当てはめるべきだと思いますけど。

○山本委員長 執行部の方の考え方はいかがでしょうか。中村副町長。

○中村副町長 基本的にはその住居に住まわれる方の家族の1世帯の方の元出身者がおられれば、Uターンという位置付けの中で整理をしていきたいというのを原則にしたいと思いますが。それともう1点前段の登記の関係でお答えしていないですが、基本的には10年間済んだ終了した時点の中で、借受人の方が登記をされるというのが原則だと思っておりますが、ただ便宜を図るとかという事は今後考えたいと思いますが、場合によっては実費相当は当然いただくという形になろうかなと思いますが、基本的には借受人の方が登記をされるということを実原則にしたいと思います。

○山本委員長 そういたしますとUIターンということにつきましては、家族の中でどなたかいらっしゃれば良いと考えてよろしいですね。はい、そういうふうにいたします。中村副町長。

○中村副町長 1件確認ですが、工事業者のお話の中ですが基本的に元請け業者が町内だったら町内という整理の仕方という事でよろしいですね。という事ですね。下請けは関係なしにですね。

○山本委員長 元請けの業者という事で整理をしたいと思います。福田委員。

○福田委員 同居した場合、同居で20万円。これはただその時におればいか、何年か居らにゃいけんかという事はどうなったかいな、話は。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的には建物が出来て、入居開始を基準日にしたいなと思ったり

ますが、ただおっしゃられるケースもあろうかなと思っていますので、もし出来るなら返還規定の中に例えば一定の年限というのは考えたいと思っています。ただ、年限の話についてはまたそこまで思考に至っていませんが、そういう必要があるならそこに入れたいと思います。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 それはやっぱりするべきじゃないかな。いきいき条例だって一緒の事ですよ、これは。やっぱりそのところも考慮して考えてやらんと、ただその時おれば良いというもんじゃないと思うよ。定住が目的でしょ。外れてくるようにならせんかな。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 その辺の横の整合性も取りながら期間を入れていきたいと思っています。

○山本委員長 よろしいでしょうか。久代委員。

○久代副委員長 やっぱり加算の場合、特に高校生までは町内におられても転出して大学とか就職される方も結構おられるので、あまり長期間に渡って絞ったらその申請時点が難しくなるということも一定考慮する必要があると思いますので、その点はちょっと留意して要綱を作成された方がいいと思いますが。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 子供さんの場合は多分基準日あたりをベースに捉えていきたいと思いますが、同居の家族中で極端な言い方をするとリスクをあまり持ってもいけないのかもしれませんが、20万円を貰うがために一時的にという行為は基本的には避けるべきだと思っていますので、その辺のリスク対策を期間として入れるべきかなというのを基本に考えたいと思います。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 ちょっと確認しておきますが、ここの表現では借地権の設定契約というふうになっておりまして、例えば借地権の設定契約を妻がして建築を夫がするというような転貸行為になるのか分かりませんが、そこら辺の認識はどのように。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 ちょっとまだ明確な答えは出来ませんが、そういうケースもないという事ではないと思いますが、基本的には建築の方を例えば両名で借りるというスタンスだって当然あると思っていますので、出来るだけ土地の所有借り受け者と建築の

持ち主が同じになるように、お願いをしていきたいと思っていますが。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 そうすると一番最初の基本額、助成内容ですけれども、これはいわゆる誰に対して実際金を払われるのか。権利設定者に対しては払われるのか、或いは通常いう世帯主に対して払われるのか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的には権利をお持ちの方ということになるかと思います。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 定住というのが建物が出来てそこに入るという事だと思いますけれども、いわゆる借地権設定をした人とは限らないと理解していいわけですね。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 それは助成金ということですよ。結果的にはそうなると思います。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 理論上いろんなケースは考えられると思いますけども、やっぱりここは土地を貸与してそこに住宅を建てて定住をしてもらうという事が本旨ですから、賃貸借の契約者がそこに責任を持って住宅を建ててもらうということでやっぱり同一人にすべきだと思いますけどもね。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的には同一人をお願いするのが大原則だと思っておりますが、例えば建物が夫婦両名で建てるというケースもあるので、どちらかが土地の所有者で同一人であるということを優先にお願いをしていきたいと思っています。

○山本委員長 よろしいでしょうか。そうしますと生山地区分譲住宅事業につきましては、以上で調査を終わりたいと思います。続きまして、道の駅にちなみ日野川の郷の管理委託料についての説明をお願いいたします。

○浅田専門監 そうしますと、タブレットの4ページ目からになります。資料写真を付けていますのは2月11日、12日新酒まつりをしたときの写真をランダムに付けておりますけれども、この時には11日が約99名の来客、それから12日が94名の来客がありまして、ここでのお酒の売上だけですけども約10万円ありましたということをご報告させていただきまして、次のページですけれどもタブレットの5ページになります。道の駅の集計として売上・客数・施設利用者数の方をあげております。下の段の方

には外部の通路であるとか多目的ルームの使用ということで、今まで付けておりました資料の方を付けております。これの最新の1月分を含めたもので皆様方にご覧いただいております。その次のページ見ていただいた方が分かりやすいと思いますが、タブレットの6ページですね。グラフを付けております。直売所・レストラン・トマト加工、それから客数の推移を折れ線グラフで表しております。これも毎回見てもらっておりますので見方はわかると思いますが、やはり1月12月というものは積雪がありまして、ここでもかなり客数が落ちております。想定もしとった範囲のところもありますけれども、やはり落ち込みが結構大きかったというのが正直なところなんです。その為にも1月2月になりましたけれども、新酒まつりとかそういったようなイベントをしながら誘客に努めてきたところがございますけれども、こういった落ち込みを想定しまして今年の売上の予測もまた立てておるところでございます。その次のページになりますけれども、タブレットの7ページになります。EVIの実績も付けております。これも毎回付けておるところでございますけれども、黄色い部分が直売所ですね、それから緑の部分がトマト加工の部分をつけております。トータルは1番右のオレンジの部分で、今1月末現在で19万9,400円の預かり金をいただいております。その次のタブレット8ページに、道の駅で掲示しておりますものを付けております。1月は先程申しましたように来客数の落ち込みと販売額の落ち込みもありまして、1月は左側に書いております5,435円のEVIの協力をいただきましたということを道の駅の方で掲示させていただいております。その次にタブレットの9ページ目になりますけれども、前回もこの場で提案と言いますか、現在の状況の報告の中でさせていただきましてけれども、運営委託料の見込みという事のまとめたものを付けさせていただいております。今現在1,690万6,000円という委託料を道の駅の方に支出する予定にしております。それに対しまして追加で必要額が677万8,000円というものが、今期のいわゆる赤字という部分になるということでご報告させていただいておりますけれども、MAサービスさんと色々協議する中でやはり道の駅の当初の売上はかなりあったわけで、人的配置もしっかり付けないといけないというようなところもMAサービスさんの方は思いもありまして、副駅長をつけたり例えば野菜の出荷に対する人の配置というようなもので、人件費等も上がったという所の追加必要額というところなんですけれども。その中で町としまして、やはりその中で委託という形を取っているということで、ある程度こちらの方での支援と言いますか、増額のお願いも議会の方にさせていただき

たいということで、今回3月補正で338万9,000円の増額を。これはまだ見込みですので、まだこれから2月3月の売上どうなるかまだ分かりませんが、その成り行きによってはもう少し減ってくるという事も考えられますが、今現在の見込みとしましては338万9,000円の増額をお願いして、委託総額としましては2,029万5,000円というものをMAサービスさんの方に、今期の道の駅の運営委託として出したいということを考えております。10ページ目にその経営試算内訳と言いますか、それをあげております。数字の左白い枠の中が当初の計画、それから青い網掛けをしておりますところが今期の売上の予測というところであげております。9,800万に対しまして、後期の売上の見込みですけれども7,379万2,000円というものを見込んでおまして、その中で売上原価が5,786万8,000円あり、売上の総利益としましては1,592万4,000円を見込んでおります。それに対して今回大きく膨らんだのが運営経費の部分です。当初3,100万を見込んでおったところが4,000万に上がったというところで878万1,000円の増額を見込んでおります。そうしますと営業利益としましては、マイナスの見込みですけれども2,468万4,000円の赤字というところを見込んでおまして、そこに今期運営委託として1,690万6,000円の委託料、それからこれ途中からだったですけれども、地方創生の再事業の委託という事で、これは内容としましてはピザ窯を作ったり、それからいろんなバーベキューのセットを買ってそこで販売したりとかですね。それから昭和の旧車ミーティングだとか、そういったような祭事を委託しましてそれに対して委託ということで100万円今期追加で見込んでおまして、それを見込んだ差引の経常利益が先程申しました。赤字の677万8,000円というところを今回見込んでおります。この中で運営経費の4,000万の内訳というものは、その次のタブレットの11ページになりますけれども、運営経費の内訳としてあげております。これもあくまで見込みですけれども、この中で増えておりますのはやはり人件費、Aのところ一番上の部分ですけれども、1,681万7,000円に対しまして2,196万1,000円という500万以上の伸びと言いますか、これが支出の見込みが増えておるところでございまして、その他にも大きなもので言いますと、その他経費という事であげておりますけれども、いわゆる初年度のオープニングに向けた準備品、そういったものが細かな本当に細かな積み上げなんですけれども、そういったものが増えておるといって4,000万円の経費として、今期の見込みをあげさせてもらっております。という事で、皆様方にご報告をさせていただきたいと思っております。

○山本委員長　ただいま報告をいただきました、これにつきまして質問ご意見ございますでしょうか。大西委員。

○大西委員　前回、会議があったのは1月ですかね。その時の運営経費、特に運営経費ですね。また変わってます数値が。経営試算の時の売上と減価を引くと粗利がですね1,600万、これ計画以上なんですね。粗利がいいわけですよ。売上が少ないのに利益が粗利が出ているということ。要するに経営というのは後何か出る金をいかに減らすかだけなんですよ。以前から言っています、毎月決算していますかと。質問をした時にもしていますという話しが出てました。1ヶ月遅れであろうが、その数字なのになぜ最後に1月の時点でそんなに変わったか。実は前回いただいた資料28年度見込、今回頂いた28年度見込、これでも数字は変わってしまった。わずか1ヶ月で。その中で消耗品1項目事例であげます。前は消耗品が75万に対して420万、要するに350万簡単に言いますと6倍です。ところが今回ですね百何十万も変わった。75万、260万に変わって減って行ってしまつとるんですよ。そうやって項目を見ていくと広告代も変わっています。いろんな項目が変わつとるんですよ。これなぜそこまで変わるんですかと。要するに今から委託費を変えようという時に、こと細かく本当に吟味したのかと。確かに売上を増やすためにこういう先行投資でこれをやらないといけないと言った時に、月々の決算ですね予定解っておるので、こういうお金を50万使いますよと言ってから使えと。これはこういう売上が増になるからとか。いいのはいいんですけども、今言ってる75万の消耗品に対して350万とか、今回1ヶ月たったら260万になつとると。この辺があまりにも経営を見る目がないんじゃないかなと私は思うのですが、もっと吟味すべきだと思います。

○山本委員長　という事ですが、浅田専門監。

○浅田専門監　これは単純に会社の方の経費の振り分けと、それから私どもがお願いしておった経費の振り分けが違っておったので、こちらの方の振り分けにしてもらった。それから中の吟味、1件1件のデータを出していただいたのが、前は12月末決算の部分でみとったわけですけど、今回は1月末までという事で、見込みが若干変わってくるのはそこなんですけれども、後は中の振り分けですね。1件1件こちらが見させてもらったうえで、これはこっちにして下さい、これはこっちにして下さいという、振り分けをさせていただいた事による変化というところでご理解いただけたらと思います。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　いや、だから経費を見る場合は、こういった消耗品の扱いはちゃんと考え方がるわけですよ。それをこっちに回せ、あっちに回せでプラマイでそれしたら誰が経営判断するんですか。そこなんですよ、一番ポイントは。本当にこれは初年度だからいったお金と、これは毎年こういった金は絶対固定的に掛かる固定費と変動費これだけなんです。固定費は何をしようが電気代は必ずあります。これは固定費になるわけです。変動費とはその都度で色々買わないといけない、年度ごとで変わるかもわからない。それを区分しないと経営はそこを見とるわけですよ。それともう一つは赤字だったら、そのお金はどこから出したんですか。例えば元々ですね道の駅に500万ぐらい積んであって、今売上があって差額があってなんですけど、今これ赤字でしたら凄いお金でしょう。そのお金は町が立て替えたんですか。

○山本委員長　　中村副町長。

○中村副町長　　基本的には、その固定費と流動費みたいな形の事をするがために整理をさせてもらったという事でありますので、全体の金額が変わるという事ではないのでご承知いただきたいと思っております。それとマイナスの部分は誰が払っているかと言えば、基本的には経営者の方が当然払っておられるという事でお願いをしたいと思っております。今回大きく変わっているのが、当初の計画からいくと説明もありましたがやはり人件費だと思っております。ご承知の通り4月22日オープンから結構4月5月というところは、多くの皆さんがご来場いただいて、現場の方はどっちかというとてんでこ舞いの状態であったと思っておりますし、また当然野菜を売っていくという方針の中で、7月8月これからどんどんまた来られるよなというイメージの中で、運営体制をしっかり整えていかないといけないというような事も、やっぱり経営者としてはお考えになられて、多少増員をされたという事もあってですね。それがどちらかというところ9月以降伸び悩んでいるというところが実態的にあるのではないのかなと思っておりますので、また現時点ではそういう事を踏まえながら人的体制を多少は変えてきて、減額体制をとっておられるという事になっておりますので、ただと言いつつながら当初の計画より増えているというのはそういった初年度という事もあったり、いろんな流動的な予測が上手く出来なかったという事は否めないのかなと思っておりますけれども、しっかりした運営については職員一丸となって頑張っておられますので、そこだけは報告させていただきたいと思っております。

○山本委員 大西委員。

○大西委員 今人件費という言葉が出ましたので、前回の計画費に対して370万の計画だったと。ところが今回510万に、140万のプラスになったわけですね。駅長、事務員、販売員、パート3名は全然変わっていません。説明項目は、ただ前回1ヶ月前の資料から比べて140万プラスになっていますね。この内訳は为什么呢。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 そこについての数字は若干上がっておるのは認識しておりますけれども、内容的なところを整理していなかったので申しわけありません。確認をしておきますし、報告したいと思います。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 資料も1ヶ月でどんどん加工も変わる。前からやっているときに、7月8月はどうでしたか、こう数字出ました。実は8月までの直売所、レストラン、トマト加工、これは一つのことを事例をあげて言うんです。この数字と今貰っている数字が相当違います。こういった資料を出すとき日付を書いておいていただきたいんです。それで何回改定したか。これレストランの売上の数字も4月から8月の数字と今出された数字とほとんど違います。レストラン直売所。それからレジ通過者の人数も7割違います。人が。どれを信憑するのか。もう一つは本当に道の駅の決算、年に1回の決算かもしれませんが、月々の経営数字を締めて、それでいつも町も入ってそこで吟味して、その議事録も残るはずです。それをしないで終わってみてからこうですから、オーバーしましたのでというのはどうかなと思うんですが、毎月か2ヶ月に1回は町はそういった会議に出ておられんでしょうか。

○山本委員長 木下課長。

○木下企画課長 経営状況につきましては、月1回道の駅の経営者がいらっしゃって、うちも副町長以下、担当課長、担当者まで入った会を毎月やっておりますし、その経営会議前後に検証又は準備の為の打ち合わせも行っております。数字を確認しております。今回の数字確かに中身の方は色々明細をいただく中で、支出の間違い科目の間違いがあったりして動いておりますけれども、総額としては押さえております。前回と今回の数字が動いているのは前回の数字は12月末実績で年間見込みを立てたもの、今回は1月末実績で年間見込みを立てたものということで、月々実績に基づいていわゆる見込みが動いてくるということでご理解をいただきたいと思います。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　私がばかり申しわけないんですけど、わずか1ヶ月で人件費170万変わったんですよ。この内訳を知りたいというわけです。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　それにつきましても大きな変化ですけれども、先程言いましたように支出の状況を見させていただいて、それが正しいかどうか振り替えを各科目でさせていただいています。おそらくその関係だと思われそうですけれども、これについては確認をさせていただきたいと思います。

○山本委員長　　大西委員。

○大西委員　　毎月会議をされて駅長さんが持ってきた資料でずっとチェックされとるわけですね。科目がおかしかったらその時点で分かる事だし、なぜ今になるかと。要するにチェックが本当のチェックになっていないと言いたいわけです。どうなんでしょう。これでいくとそこで本当にこうなのかと、納得出来る数字ではないと思います。

○山本委員長　　木下課長。

○木下企画課長　　資料が出すたびに数字が違うというのはご指摘の通りで、これにつきましてはしっかりとチェックをしたいと思っておりますけれども、特に前回と今回大きく変わっております、項目で変わっております部分につきましては、やはり決算それと来年度の委託費とを決めていく上で、しっかり費目ごとの実績を掴みたいということで、双方で調整をしておるとこという事で移動があっておるといのはご理解いただきたいと思います。

○山本委員長　　坪倉委員。

○坪倉委員　　先程の議論を聞いておって本当にデータの信憑性がどこにあるのかすごく疑わしい。MA サービスという会社がそういう程度の会社なんですか、経理は。町も入って毎月経営会議されておって、そこできちんとチェックが出来ていない。例えば消耗品だって7月ぐらいには、かなりその時点で見積もりオーバーしておったと思うんですよ。それが全体の委託料の中でプラスマイナスの中で吸収されると、その時点で判断されておったんですか。当然この数字から見るとその時点でかなりのオーバーしとったと思うですよ。今のことからちょっとずれますけれども、そういう観点からいくと町の予算はどうなんですかと。予算執行の管理は。今になって7月8月の

レジ袋とかの予算を付けますよと。一般的に表現がちょっと悪いニュアンスが違うんですけども事前着手なんですよね。予算オーバーしておるのに需用費ですね。そういったオーバーしたやつを今になって予算計上される、予算がないところで事業を進められとるといふふうにも受け取れるですね。ちょっと農林課長おられて申しわけないけど、農林課の例を出して悪いんですけども、事前着手とかすごく厳しく町民には言っておられるわけですよ。例えば予算がないから猪柵も今年は出来んから来年してくれとか。それを問題にしとるわけじゃないんで、そういう予算執行をきちんとされておる課もありながら、やっぱり事前着手と言わざるを得ないと思うわけですよ。最後になって人件費が足らん、需用費が足らん。みてくれと言われても、すでに町の委託料としては出てないかも知らんけど、実際にはもう事業動いておるわけです。その辺のところを経営会議でどういう議論をされたんですか。

○山本委員長　　中村副町長。

○中村副町長　　基本的にはおっしゃられる通りと思っておりますので、そういった予算に対しての管理というのは不十分な部分は若干、特に当初の段階ではあったと思っておりますが、消耗品あたりについては当初の段階でのやっぱり備品消耗品的なところというのが、やはり思った以上にあったというのは実際のところかなと思っておりますので、2年目になりますのでそういった備品的なものは減額になるだろうと思っております。また予算の考え方についてですが、役場の分は現金主義というか予算的なところがありますが、今回の道の駅の運営については当然売上に対する支出という連動性というところもありますので、その辺の予測が若干不足していたということは否めない事実かもしれませんが、やっぱりしっかりした形でのこれからの予算管理も含めて、厳しく話をしていきたいと思っております。

○山本委員長　　福田委員。

○福田委員　　色々と意見が出ておりますけれど、月1会議しておりますということですが、その会議の内容をちょっと言ってもらわんといけんような気がする。どげな会議しとったか。消耗品、備品を買ったのは良いですよ。必要だから買ったと、それは分かります。その都度都度、2月は何々買いましたと、備品を買いましたと。それはわかるとるでしょう。金額オーバーしましたという事になれば、2月にはもうその予算組まにゃいけんでしょう。ずっと溜まって行って1,000万2,000万なってくるという事は、それは経営者はちょっとえらいと思えますけどもね、そりゃ2,000万3,000

万あるかもしれない始めは、それは仕方ないと思うですよ。それはそれなりでいいですけど、説明が付くような要求をしてもらわないと、ただお金が足りませんから下さいじゃ通らんとおもいますよ。だからしっかりした毎月会議しとるんだから、そこで決まったことをきちんと報告してもらわんと、ちょっとおかしくなってくるよ。溜まればこんなことになってくる、最後に出すと。月々の報告を今度からしてもらおうようにするのはどうか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 経営者会議の話の概要ですけれども、基本的には収支的などころの話もいただきますけれども、どちらかというところ細かいところというところまでは現実的には話をしていませんというか、相対的な数字はもちろんいただいたり流れ的などころについては当然理解したり数字をいただいていると思っておりますが、基本的にはやっぱり原因例えばこの月は減っているけど何が原因で不足していたのかとか、或いはイベントを企画してこれだけ伸びましたよとか、そういった全体の流れの中で道の駅がこれから交流をどんどん増やしていく為にはどうしたらいいかという論点も一つはもちろんしております、それと現場の状況あたりの報告というところもですね、報告いただきながらこれからの為に今後の運営の為にどうしていったらいいかというところを、そういった議論をどちらかというところ前向きに考えていくという内容のものを主体的にというのが現状でありますし、当然経営的な話はもちろんいただいておりますので、こういう状況ですということはあるので、売上を伸ばすにはどうしたらまずいのかというのを議論していくっていうことを主体的にやっております。ですから相対的な結果としてこれだけかかったという話は、当然特にどう言いましょか野菜販売あたりの指導者あたりというのは、当初やっぱり予定していなかったというのが現実でありますし、実際運営に当たっては野菜を出す皆さん方とのコミュニケーションを図る為の特定の方が、よく理解されている方が配置した方がいいなというようなことで、当初計画以上のものが出たということでもありますので、その辺はこれからの流れの中でどちらにしても野菜生産者の皆さんも初めてでありますし、ということをご理解いただければと思います。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 それは分ります。だから月々のなんで赤字が出たかということ突き止めんといけんでしょう。赤字をどういうふうに埋めるかということでしょう。人件

費だったらパートがありますと、1月の売れが良かったから使いましたと。2月はほんならどうなるかと。2月はお客は少なくなったと。それはパートを切るべきでしょう。その時は。それをそういう事をこまめに会議で話をしてあるか、野菜の事今言いなつたけど野菜は前々から何年も昔から言ってたでしょ。朝どれの人と農林課長と一緒に話をしとったでしょう。それが全然出来ていないという事でしょ。野菜が今からないあるという話しは。それはおかしいですよ。始まってから。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 確かに予定は野菜を主流的に売っていきましようというスタンスの計画を建てておりましたけれども、実際のところはいろんな目標数値よりもかなり低い数字になっておりますので、そういったところをどうしていったらいいかということを考えていきたいと思っておりますし、出荷者協あたりも逐次そういう話の会議をしたり、或いは1月には各地域に出向いて出荷者の皆さんと反省も或いは現状確認も含めてですね、これからどうしたらいいかというところをいろんな膝を交えて会議をしておりますので、これからの次年度に向けてそれを伸ばしていきたいと思っております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 先程の発言で町の予算管理の方に触れてしまったので途中投げになりましたけれども、このデータの信憑性ということで、1回計上した科目の振り替えを途中でされるとかいう話になると、本当に数字しか信用出来んわけですよ。さじ加減でこれこっち付けとけ、こっち付けとけ、MA サービス本体の事業が入るとるかもしらんという疑いを持たざるを得ないと思うわけですよ。ですから本当にそこはもう一度精査をしていただきたいということと、例えば人件費も計画の3割増なんです。民間企業として人件費が経営の中で占める割合というのはかなり高いと思うわけですが、本当こういう MA サービスという経営の中で人件費3割を上げるという事を、3割プラスしても経営が成り立つと判断をされておったのかどうか。すごく心配でありますし、もう一つは駅長は MA サービスの社員ですけども、これが委託業務だけを本当にされておったのかという疑問もあります。本社業務であるレストランとの業務量のそちらの業務に携わっておられた時間もあるんじゃないかと思っておりますけれども。例えばその辺も非常に曖昧だし疑問を持たざるを得ない。それから地域おこし協力隊の2人も、実際どれだけ道の駅の業務に従事されておったのかということも併

せて説明をいただきたいと思います。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 人件費が膨れ上がってというのは、実態的にこういう結果になったということではありますが、冒頭その理由についてはやはり人を雇用するという話ですのでという事と、現状を見ながらやっぱり当初の春の段階ではかなりおこしいたいたという話の中で、やっぱり販売員も含めてちょっとこれでは手狭というか、労働力量に関して不足だなという事で新しい人を加えたりとか、そういった販売体制の強化というところの中で動いておられたので、実際そうでないといけなかったのかもしれませんが。やっぱり1年間を通してのというのはやっぱり予測が付きにくかったというのはありますので、今の段階ではしっかり来年度に向けた総労働力みたいなどころの数字のイメージは作っておられますので、若干人件費は差があるんだろうとおっておるところであります。駅長の話の労働分配の話も出ておりましたけれども、基本的には若干の休み時間の中でレストランの方で、中ではなくて外の方でサービスなお話をされている姿というのは見ておりますけれども、基本的には道の駅の駅長は直売所のお仕事というのを確認しておるところであります。協力隊についてのお話もありましたけれども、基本的には道の駅の方で事務室に席をおきながらイベント企画だとかそういったところに主力をおいて仕事をさせていただいていると認識しております。実際には道の駅の方の事務所の中で、主体的に席におきながらイベント企画だとか、そういう道の駅の中での活動をしていただいていると思いますので、基本的に企画課の事務室内でおるということはほとんどないと思ってます。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 先程、費目の振り替えをしたと言われましたけれども、人件費も振り替えたと言われましたが、人件費をどの費目に振り返えられたんでしょうか。

○山本委員長 先程質問がありました、人件費が増えたということに繋がるとは思います、中村副町長。

○中村副町長 改めて精査しながら報告したいと思いますが、基本的には日雇い賃金的なところ。いわゆるアルバイトみたいな方ですよ、一般的に一日だけ頼むとか。そういう方の賃金を多分違う科目の中で整理していたらと思うので、それはやっぱり人件費の方じゃないですかという話をしているところでもありますので、内容的には精査をさせてください。

○山本委員長　具体的に精査をしていただいて報告をしていただくという事をお願いをしたいと思います。古都委員。

○古都委員　今人件費のことを副町長おっしゃられたんですけれども。次年度考えた場合には協力隊が含まれていないということですので、まだこれの上に人件費は数百万上乗せになるわけで、そうすると人件費の比率が非常に高いと思うわけでして。そこら辺も当初 MA からどういう方針で、どのような形態の仕事をされるか資料提出を求めたわけですけれども。あんまり聞き返したものが出来なかった。やってみたら非常に赤字が多い。委託料を上乗せしてくれという話になってきておるので、そこらへんは今2分の1とかいう数字も示されましたけれども、MAさんがどのようにそこを考えておられるのか。当初の経営計画の立て方が甘かったということも認識しておられるのかどうか。一つそこら辺が話し合いの中でどうなのか教えていただきたい。それと前回の資料で委託費増額の要因ということで項目をあげていただきまして、あのときにも聞いたんですけれどもその後がないんですが。例えば人件費が増える要因にもなりました、野菜のトレーサビリティ指導員ですか。どのような方。固有名詞は無理かもわかりませんが、実際そういう方がどういう場面で活躍されたのか見えません。それとこれ委員長にお願いしますが、前回も求めたわけですが。増額要因で精米手数料等で、当初75万ぐらいその他経費を見ておったのを226万3,000円の増額になるとるわけですが。ですから特にその他あたりの明細を見せてもらわないと、本当になんで増額になったのかというのは全くわからん。4倍から5倍その他経費だけでも上がっておるわけですが。そこを今後資料を見せていただきたい。これは委員長に。最初分についてはちょっと教えていただきたいと。

○山本委員長　青葉課長。

○青葉農林課長　特に野菜のトレーサビリティの話が出ましたけれども、今直売所として生産履歴を付けて出荷をするというのが流れになっております。そのことは出荷者の方にも始まる前から確認をいたしまして、新たに商品野菜を出す時にはその栽培履歴を一緒に付けて出してください。その栽培履歴には肥料をいつした、消毒をいつしたというようなものを明記して出すという流れでございます。実際には確認をどういう形でやるかというのを道の駅自体の売り方の、売る方の管理責任が生ずるわけでございます、その十分な知識能力を持った方を手配したという事でありまして、その方につきましては野菜のそういう農薬とか肥料の取り扱いには経験のある方でご

ございますので、農家の方に記載指導とかそれから野菜の販売価格の動向とか、出荷者と道の駅の間に入っていただいて、生産振興出荷奨励という形でお世話になっております。その方も終日勤務という事じゃなくて主に午前中勤務という形でやっていただいております。出荷者も当然午前中に納品、要するに出荷いたしますから、その時を中心にやらせていただいております。特に出荷者の方からも非常に安心感があるということや、現実的な一般管理の方法とか気がつかないようなことでも、ちょっと聞けば非常に安心だというような声を伺っておりますので、当然そういう人材は必要だということで、道の駅の中にいらっしゃるといことは生産者にとって非常に安心感があると思っております。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 半日勤務で年間雇用なのか分りませんが、いわゆる委託費の増額要因の人件費は3項目あるわけですし、そういう職員を増員した、それから駅長の事務が増えたので対応する職員を増員した、商品登録等出荷者というのは今の課長の話もありましたが、これは動員だろうと私は思っておりますけれども、そういったことで人件費あたりもこんなに伸びるのかと。当初から当然そういうことは想定出来た話なので、当社の人件費に含まれておると私は思っておったんですけれども、これが別枠で新たに起こった事として増員されて人件費が高騰しておるといことなんですけれども。当然今の話はあるかもしれませんが、基本的には必要件で、何年も前からそういう話はしておったわけですから、新たにこれが設けられたというものではないと、準備されておるべきものだと思うわけです。ですからそこら辺の積算の甘さそれと先程も出ましたが、言いましたように来年は4、500万まだ人件費が上乘せになると。当然2人分が切れるわけですから。そこら辺相対的に人件費の捉え方はどのようにとられておられたのでしょうか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 計画時甘かったというのは事実そうだろうと思いますが、ただ今回のトレーサビリティの関係の皆さんの、皆さんのというかお一人ですけれども、当初の計画には数字にはあがっていないと思っておりますので、その辺の甘さというのは事実かもしれませんが自体的にはそういうことでもあります。

○山本委員長 その他ございますか。大西委員。

○大西委員 また戻るんですけれども、この330万の委託料の増ですけども、これ

本当に納得しようと思えば、やはりこんだけの見込みの数字がばらついて、例えば費目を変えるにしてもリース代というのは変わらないと思うんですよ。費目を変えようがないと思うんです。それが前は180万でしたというのを1ヶ月かからずに280万100万上がったわけです。何のリースが上がった。リースというのは費目変えようがないと、固定資産なのかリースかで経費落としです。それからイベントも前回出していた120万が350万にイベント料が上がっておるんですよ。春の資料では全然違う120万です。約340万だからその辺の内訳をきっちりといつ使ったのかというのは、毎月経営会議されてますからあると思うんです。それを見せてもらわない限り、本当にこんだけなっているのにこうかなと思いますし、ただ言えるのは売上と引いたら粗利がいいんですよ、粗利1,500万あがっているから。あとそこで経営努力何するか、もっと売上を上げればもっと上がるわけですよ。単純に。だからいかに正しく経費を使われているかどうかだけみたいだけなんです。本当に生きたお金を使っていたと思うので、それをちゃんと費目も分けてこういうことをして、それでないと来年度も変化ばかりしてどこも掴みどころがない。何を経費としてみていって管理していくのか。管理能力が逆にないと思わざるを得ないと思うんですよ。そこまできつい事言いますけれども、頑張るって欲しいからあえて言いますので。もうちょっと区分を出していただけないでしょうか。早く。そうでないと330万の来年度プラスアルファというのはですよ、やっぱり大きな金額ですから。お願いしたいと思うんですがどうでしょう。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 リース料の内訳としまして、やはり施設の WI-FI だとかそれからケーブルテレビの使用料であるとか、それから当初あまり見込んでいなかった車のリースも増えております。振り替えたものとしましては、イベントで音響設備等を借りたりするケースがございました。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 いずれにしても、今支出の科目別に整理をしておりますので、その辺はしっかり精査した形で決算をしていきたいと思っておりますので、それを踏まえて1年を通して実際の実績を踏まえて、次年度への計画というところに数字に反映をしていきたいと思っております。

○山本委員長 資料を提出していただきたいという委員の皆様の意見です。久代副

委員長。

○久代副委員長　先程あったトレーサビリティの販売の指導の話だけでも、これは道の駅だけに限った販売のための職員なのか、日南町全体として例えば朝採れ野菜の出荷者もおるし、いろんな意味でトレーサビリティは市場に出荷するにも全て米もそうですけれども。道の駅だけで採用されるのか、本当に必要なら町がそういう職員をきっちり雇用してもいいじゃないですか。本当に必要な職員ならこれまでそういうトレーサビリティは農協が主に指導してきたわけですよ。いろんな防除等のことについて。その点について本当に日南町の安心安全な野菜・米という事を指導していくなら、町としても雇用のあり方も含めて検討すべきじゃないかなと私は思いますけれども。来年度も必要として採用されるわけですか。

○山本委員長　青葉課長。

○青葉農林課長　まず一つ整理をしますとその販売者責任があります。ですから農協は農協の中にそのトレーサビリティの機関を持ちます。これは当然組織として消費者に対する説明責任みたいなものですから、当然そういう形。道の駅自体もそこで消費者に商品を販売しますから、当然そこに管理者が必要ということでございまして、今おっしゃるように全町でそれが管理が出来るかどうかというのはあんまり私も例を知っておりませんので、ただ売る道の駅にトレーサビリティの管理者が必要だということで私共は消費者に相對しているということですので。繰り返しますけれども、町内にそういう専門の方を1人置いたからということでは、なかなかクリア出来ない問題かなとは思いますが。

○久代副委員長　初歩的な質問をしますけれども、そのトレーサビリティの資格って指導者ですよ。それは一定の講習を受けたら取得出来る資格なんですか。誰でも今のふるさと協力隊の皆さんなんか、一定の研修をされれば取得出来るというものではないんですか。

○山本委員長　青葉課長。

○青葉農林課長　詳細的にはおっしゃる通り現実論でやっていますので、使える薬かどうかの判断さえ出来ればほぼ十分です。使っちゃいけない薬が解ればほぼ十分ですので、それが消費者に対する第一歩のサービスになります。ただそれをチェック機関にかけて、現実的にしっかりとしたデータを管理しておる道の駅も沢山ございます。野菜の直売所等はそれを売りと言えば言葉が悪いですが、安全性を100%確保

しているということで消費者アピールという形に使っておりますが、私共の道の駅ではまだ本当に初歩の初歩程度で申しわけなくは思うんですけれども、最小値になるのかと思います。その分を加工する為には農家に対して使っちゃいけない薬、使っちゃいけない回数、そういうものが決まっていますからそれが指導出来る人があればそこは当面は十分だと思っています。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 先程意見も出ていましたけれども、やっぱりその正確なデータを出していただきたい。これは28年度補正もそうですけれども、29年度の委託の審査あたりに非常に深く関わりのあることですから、3月定例会までにはきちんとした資料を出していただきたいと思いますし、今回補正で半額という事でされておりますが、これは例えば人件費も通信費も消耗品費も全て半額という事なんですか。そういう解釈なのかどうなのかということもありますので、補正にかかる部分についても全て科目ごとに、どれだけ追加払いをするかというようなところの資料を出していただきたいと思います。あと委託契約書についても見せていただきたいと思います。

○山本委員長 MAとの委託契約書ですか。MAサービスとの委託契約書を見せていただきたいということですが、用意が出来ますでしょうか。浅田専門監。

○浅田専門監 準備させていただきます。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 今予算の事で委託料の件が出ましたけど、これを協議により半額を3月補正にという事ではありますが、これ本当に半額でいいですか。経営やっていけるかな、これ全額出さんと。これで出来るなら、半額言わなくてもいいと思うよ。300万不足しました。半額にする意味が分からん。赤字になっておって半額にするというて、経営がなっていける。そのへんをちょっと教えてください。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 委託という形を取っておりますので、当然内容的には色々町の責任もあったりする部分もあったりとか、会社の運営の部分の経営的などところの不足部分というところがあるので、そういったことの両方もあるんだらうということはどういんでしょうか、折半とか2分の1ということで今回は、今年度については進めていきたいと思っているのが総論であります。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員　折半で済むような経営だったらすることない。実際赤字になるでしょう。だったらそれを出さんと経営になっていかんでしょう。なっていくならいいですけど、ならんからこれ予算かけてやるでしょ補正まで組んで。だからその辺をきっちりして経営がなるようにしていかなと、1年で潰れましたいえば格好悪いで本当。ちゃんとせんと町も。出すものは出して、いけんものはいけんでやらなければ。

○山本委員長　ただいま議論が白熱しておるところでございしますが、時間的な問題もあります。この半額という事につきましては、たぶん色々精査をされた中での結論が半額になったと思います。ただ単純に半額にしたということではないと思いますので、それで1月19日と今日の数字の違いについて資料を提出していただきたいと。皆さんの疑問はそこにあると思いますので、その資料をお願いしたいと思います。それでその資料の作成はいつまでに出来るのかお尋ねをいたします。と言いますのが、3月頭にはすでに補正を提案されて議決の必要があると思いますが、それまでには資料の提出をしていただかないと出来ないと思いますので。いつまでに出来るかということですが。中村副町長。

○中村副町長　すみません、ちょっと確認を取らないと日数のことは分かりませんが、大至急やりたいと思っていますので、どうでしょうか。大至急整理をしながらまず委員長の方とご相談させていただければと思いますがどうでしょうか。

○村上委員　3月補正にかかって、とりあえず300万円がたぶん上程されるんだろうと思うので、その精査を我々としてもしっかりとしなければいけないので、その為には3月の定例会の冒頭では間に合はんのですよ。基本的にはもう1回この会議を開いて、その中で皆さん方に精査をしていただいて、それで納得していただいてやらざるを得ん。事前審査になるかもしれませんが、それぐらいの気前を持ってやっておりますので、なるべく早く出していただかないと日程が調整出来ません。

○山本委員長　恵比奈委員。

○恵比奈委員　今年度の補正もですが、今度来年の委託料の考え方について、よそのゆきんこ村とかの委託料を考える時に委託料積算する時に、人件費と材料費は除いてその他の経費について、建物を管理してもらうための委託料として考えるということでした。そういう意味から考えると人件費がいかように膨らもうと、人件費に関してはせめて1,500万の粗利に2,500万の人件費というのはどう考えても無謀です。初年度でわからなかったと言われればそうかもしれませんが、やはり毎月毎月先程から

出ております管理されていく中で、当初の4月5月は人件費が沢山いったけども、じゃこれからはぐっと最低限の人数でやって行こうとかいうそのことがないと人件費は膨らむ一方だと思います。正採用をどんどん増やしていったって、物が売れなかったら人件費は出ませんので。基本的なことだと思いますので、そこら辺のこともきちんと考えていただきたいと思います。

○山本委員長　　という意見でございました。坪倉委員。

○坪倉委員　　そもそも施設を民間企業に委託をするということは、経営の合理化とサービスの向上ということなんですよね。この2つなんです。ですので、本当にこういう経営に対しても民間企業のノウハウ、経営のノウハウ、サービスのノウハウ、しっかり発揮されることを期待しておりましたが、決算状況なり売上の状況みて本当に十分な期待に応えられていないと思うわけです。ですからその辺は MA サービスにもっと企業努力をして、自社が持つておられる能力を発揮していただきたいし、町もしっかりとチェックをしていただきたいということを申し添えておきたいと思います。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　今お話があったんですけども、僕の勘違いかもしれませんが、1年目は委託するけれども、2年目から指定管という話を聞いておったように私は思うんですよ。そうすると来年は指定管になるわけですから、委託料という話はないのと思っていますが、そこらへんはどうだったのでしょうか。

○山本委員長　　中村副町長。

○中村副町長　　去年の当初の段階ではそういう説明をさせていただいたと思います。ただ今回相手方と話をすることで、その辺の方向性についてはどうですかという話を事前に協議させてもらってございましたけれども、丸々1年間とっていないのでせめて1年間は、次の1年間だけは同じような委託形式をとらせていただきたいという申し出がっておりますので、来年度においてはそういう形を引き続き取りたいと思っております。以上です。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　そういうことであれば、今回の委託料の協議により半額というのが恒常化すれば、例えば1億円の赤字が出ても折半だとか。ルール化される可能性があるもので、今の半額をという根拠を示していただきたい。私がもしも受けている方の会社なら、当初計画しておったけども赤字がこんなに出ると思わなかったけども仕方がな

い私がかぶるしかない。他の利益が上がったところから充当しても、初年度から助けてくれなんて話はおかしいわけで、そこら辺の話し合いはどうだったでしょうか。

○山本委員長 中村副町長。

○中村副町長 基本的には来年度の委託料のあり方というのも再確認もしながらしたいと思っておりますが、基本的には歳出部分についての計画以上のものは基本的には出さないよというイメージのもので話をしておりますので、ですからやっぱり1年間を通した形での経費の内容というのをやっぱり基軸になると思っておりますので、その段階で踏まえて計画を立てていきたいと思っております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 実はこの資料最初にですね、道の駅関連歳入資産というのがあります。最初に出されました。道の駅の売上の利益はちょっと置いておきまして、それ以外の特別交付で使用料財産収入という事でアーケード使用料、多目的ルーム使用料、レストラン、加工施設の使用料ですね。この収支はどうなっておりますか。今手元になかったらまたあとから資料で出していただければ結構です。

○山本委員長 再度、委員長として協議をしたいと思えます。時間もまいっておりますのでこのあたりで会議を閉じたいと思えますが、本日午前予定をしておりました全員協議会は午後1時から開会を致しますので、よろしくおねがいたします。どうもお疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長